

○農林水産省告示第二千八十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成三十年九月十九日

農林水産大臣 齋藤 健

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
栃木県宇都宮市	平成三十年十月一日
新潟県見附市	
長野県伊那市	平成三十一年一月四日
福井県福井市	平成三十一年四月一日
三重県桑名市	